

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

### ◇告 示 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

国土調査の成果の認証(〃)

公有水面の埋立ての免許(漁港課)

一般国道の区域の変更(道路課)

県道の区域の変更(〃)

一般国道の供用の開始(〃)

県道の供用の開始(〃)

都市計画の変更(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(九件)(〃)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農地開発事業立地地区農用地造成)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成五年十一月四日から二十一日間

#### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

#### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第八百三十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定によ

り告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 た者の名称	調査を行 た時期	成果の名称	調査を行 た地域	認証年月日
米子市	平成三年度か ら平成五年度 まで	米子市(夜見町 一部)の地籍図及 び地籍簿	米子市夜見町 の一部	平成五年十 月二十七日

鳥取県告示第八百三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成五年十一月二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一七、二六七一〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 淀江漁港北防波堤灯台(北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二五分四四秒)から五二度三五分四一秒三三・一三メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から九七度三七分四三秒八〇・〇九メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から一九二度一分一九秒八・四〇メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から二七七度三七分四五秒五三・四二メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から二六〇度四七分二八秒六・一七メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から二六六度二二分一八秒一八・七〇メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から三五六度一八分五八秒五・四二メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から八六度一四分九秒〇・九九メートルの地点

(三) 面積

七〇九・八一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七一―一七、二六七一―二〇及び二九二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東經一三三度二五分四四秒）から五度五六分二二秒一四三・七四メートルの地点

イの地点 アの地点から一〇二度一九分二五秒一二三・三一メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九二度二二分三七秒一三三・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七七度三九分二一秒八四・五三メートルの地点

オの地点 エの地点から三五六度二五分四五秒五六・三二メートルの地点

(三) 面積

一三、七三一・七六平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名		変 更 後	変 更 前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一八〇号	区 間	変更後	変更前		
		日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 へ林一四九地先から同町菅沢字 塔田奥九二―六地先まで	日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 へ林一四九地先から同町菅沢字 塔田奥九二―六地先まで	六・三 四五・三	四二四・〇
		日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 へ林一四八―四地先から同町菅 沢字塔田奥九二―二一地先まで	日野郡日南町菅沢字大向家ノ上 へ林一四九地先から同町菅沢字 塔田奥九二―六地先まで	六・三	一一一・〇

鳥取県告示第八百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に  
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更 前後別	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西伯根雨 線	日野郡溝口町二部字一里松ノ下 モ二一五二一―一―地先から日野郡 日野町舟場字鳥ノ子ケ市三八二 ―二地先まで	変更前	二・五〇・〇
		変更後	九・八二・二〇三
			八八七・

鳥取県告示第八百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に  
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
西伯根雨 線	日野郡溝口町二部字一里松ノ下モ二一五 二―一―地先から日野郡日野町舟場字鳥ノ 子ケ市三八二―二地先まで	平成五年十一月四日

鳥取県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十一月二日から二週間鳥取県土木部道路課に  
おいて一般の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	日野郡日南町菅沢字大向家ノ上へ林一四 九地先から同町菅沢字塔田奥九二一六地 先まで	平成五年十一月四日

鳥取県告示第八百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号ニュータウン中央公園

二 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分

鳥取市若葉台南一丁目

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月二十五日 鳥取県指令受都計三一―第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市香取字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市香取二三一

井殿 潔

鳥取県告示第八百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年二月五日 鳥取県指令受鳥土維第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六四一

林 喜次

鳥取県告示第八百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十月二十六日 鳥取県指令受都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市本高字小松原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本高一六六

松本嘉宏

鳥取県告示第八百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第七百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字八幡田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市河原町一七七〇

株式会社いな

代表取締役 稲井範行

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年四月二十三日 鳥取県指令受米土維第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一三五二

生林隆輝

鳥取県告示第八百五十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月二十五日 鳥取県指令受都計三―二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷字南川及び大字庁字外ヶ馬場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字庁一七―一

サンライズ工業株式会社

代表取締役 仁保統博

鳥取県告示第八百五十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第五百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市堂山東町五―七

富士包装株式会社

代表取締役 中島盛夫

鳥取県告示第八百五十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十三日 鳥取県指令受鳥土維第五百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字牧谷字上屋敷上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富六七五―一

岩美町長 澤 徳次郎

鳥取県告示第八百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年十月二十七日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字森字向中村及び字六郎谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字本泉三七一

三朝町農業協同組合

代表理事組合長 村西博行

鳥取県告示第八百五十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年十一月四日から施行する。

平成五年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

鳥取市行徳

を

鳥取市行徳二丁目

に改

める。

第三号の表鳥取市農業協同組合の項中

鳥取市行徳

を

鳥

取市行徳二丁目

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名



ぱちんこ遊技機	サイタサイタP-2	株式会社ソフイテ
〃	球界王	〃
〃	トカーラック	〃
〃	雀姫物語	株式会社平和
〃	アラボーカムイ	〃
〃	ジヤックポット	〃
〃	スターダスト	京葉産業株式会社
〃	CREER-ローズ	〃
〃	スカールレットエンジェ ル	〃
〃	クレージーホースII	奥村遊機株式会社
テレビンゴボール遊技機	デカ丸	太陽電子株式会社
回胴式遊技機	ORIENTAL II	ユニバーサル販売株式会社
〃	ソレックス2	〃
〃	CLUB TROP I CAN A	株式会社メーソー販売
〃	ROYAL TAKA SY RT	高砂電器産業株式会社